

2026年7月度 給与支給明細書 sample

株式会社〇〇 △△事業所 職員番号 ＊＊ ◇◇◇◇ 殿

勤怠		支給(+)		控除(-)		集計	
出勤日数	22	基本給	¥206,976	健康保険料	¥10,130	総支給額	¥237,905
休日出勤日数	1	残業手当	¥17,640	厚生年金保険料	¥18,300	総控除額	¥46,954
欠勤日数	0	深夜手当	¥588	雇用保険料	¥1,190		
遅刻・早退回数	0	休日出勤手当	¥12,701	介護保険料	¥1,620		
遅刻・早退時間	0	通勤費/非課税	¥0	子ども・子育て支援金	¥460		
残業時間	12	通勤費/課税	¥0	所得税	¥4,550		
深夜時間	2			住民税	¥10,704		
休日労働時間	8						
有休取得日数	0			遅刻・早退控除			
有休残日数	10			欠勤控除			
				住居費			
				食費・光熱費等			
		総支給額	¥237,905	控除額	¥46,954	差引支給額	¥190,951

累計	課税支給額	社会保険料	社会保険料控除後の額
	¥237,905	¥31,240	¥206,665

備考

支給日:2026年8月31日

従来の健康保険証は有効期限が終了しています。

※ 有効期限切れに気付かず持参した場合は、利用可能としていましたが、その対応も**2026年7月31日**で終了です。



マイナ保険証・資格確認書について



マイナ保険証 とは

- 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です
※「マイナ保険証」という新たな証明書が交付されるわけではありません
- 利用登録状況はマイナポータルでご確認できます
- 資格確認書を使っているという方も、ぜひ切り替えをお願いします

マイナ保険証の基本的な情報をまとめたガイドはこちら



資格確認書 とは

- マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、保険者から交付されます
- 「資格情報のお知らせ」とは異なるものなのでご注意ください
- 保険者により、大きさ・色・形・提供方法(カード・紙または電子)などは異なります
- ご利用前に、書類上部に「資格確認書」と記載されているかご確認ください

マイナ保険証のメリット



過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる

突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される

など

マイナ保険証の始め方

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。裏面を参照の上、利用登録状況を確認し、必要に応じて登録をお願いいたします。



マイナ保険証の利用登録状況と、 電子証明書の有効期限のご確認をお願いいたします！

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」を
タップするとその場で登録完了できます！



あわせて確認！電子証明書の有効期限

- マイナンバーカードには、“ログインした者が、あなたであること”を証明するための電子証明書が搭載されています。
- 電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右図参照)。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
- なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
 - ※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間
 - ※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで



よくある質問



2026年8月1日以降に、従来の健康保険証を持参した
場合はどうなるの？



有効な保険資格とご本人であることの確認ができるもの(マイナ保険証等)を他にお持ちでなく、その場で保険資格等の確認ができない場合は、従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応が基本となります。受付職員の案内に従ってください。

マイナ保険証
についてのよくある
質問はこちら



5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

マイナンバー
0120-95-0178

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
こちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和8年3月分～適用
・介護保険料率: 令和8年3月分～適用

・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用

(大阪支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般、坑内員・船員	
				10.13%		11.75%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満								
1	58,000	～	63,000	5,875.4	2,937.7	6,815.0	3,407.5	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	73,000	6,888.4	3,444.2	7,990.0	3,995.0	156.4	78.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,901.4	3,950.7	9,165.0	4,582.5	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,914.4	4,457.2	10,340.0	5,170.0	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,927.4	4,963.7	11,515.0	5,757.5	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,535.2	5,267.6	12,220.0	6,110.0	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,143.0	5,571.5	12,925.0	6,462.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,953.4	5,976.7	13,865.0	6,932.5	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,763.8	6,381.9	14,805.0	7,402.5	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,574.2	6,787.1	15,745.0	7,872.5	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,384.6	7,192.3	16,685.0	8,342.5	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,195.0	7,597.5	17,625.0	8,812.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,208.0	8,104.0	18,800.0	9,400.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,221.0	8,610.5	19,975.0	9,987.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,234.0	9,117.0	21,150.0	10,575.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,247.0	9,623.5	22,325.0	11,162.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,260.0	10,130.0	23,500.0	11,750.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,286.0	11,143.0	25,850.0	12,925.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,312.0	12,156.0	28,200.0	14,100.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,338.0	13,169.0	30,550.0	15,275.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,364.0	14,182.0	32,900.0	16,450.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,390.0	15,195.0	35,250.0	17,625.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,416.0	16,208.0	37,600.0	18,800.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,442.0	17,221.0	39,950.0	19,975.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,468.0	18,234.0	42,300.0	21,150.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,494.0	19,247.0	44,650.0	22,325.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	41,533.0	20,766.5	48,175.0	24,087.5	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	44,572.0	22,286.0	51,700.0	25,850.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	47,611.0	23,805.5	55,225.0	27,612.5	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	50,650.0	25,325.0	58,750.0	29,375.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	53,689.0	26,844.5	62,275.0	31,137.5	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	56,728.0	28,364.0	65,800.0	32,900.0	1,288.0	644.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	59,767.0	29,883.5	69,325.0	34,662.5	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	62,806.0	31,403.0	72,850.0	36,425.0	1,426.0	713.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	65,845.0	32,922.5	76,375.0	38,187.5	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	68,884.0	34,442.0	79,900.0	39,950.0	1,564.0	782.0		
37	710,000	695,000	730,000	71,923.0	35,961.5	83,425.0	41,712.5	1,633.0	816.5		
38	750,000	730,000	770,000	75,975.0	37,987.5	88,125.0	44,062.5	1,725.0	862.5		
39	790,000	770,000	810,000	80,027.0	40,013.5	92,825.0	46,412.5	1,817.0	908.5		
40	830,000	810,000	855,000	84,079.0	42,039.5	97,525.0	48,762.5	1,909.0	954.5		
41	880,000	855,000	905,000	89,144.0	44,572.0	103,400.0	51,700.0	2,024.0	1,012.0		
42	930,000	905,000	955,000	94,209.0	47,104.5	109,275.0	54,637.5	2,139.0	1,069.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	99,274.0	49,637.0	115,150.0	57,575.0	2,254.0	1,127.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	104,339.0	52,169.5	121,025.0	60,512.5	2,369.0	1,184.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	110,417.0	55,208.5	128,075.0	64,037.5	2,507.0	1,253.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	116,495.0	58,247.5	135,125.0	67,562.5	2,645.0	1,322.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	122,573.0	61,286.5	142,175.0	71,087.5	2,783.0	1,391.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	128,651.0	64,325.5	149,225.0	74,612.5	2,921.0	1,460.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	134,729.0	67,364.5	156,275.0	78,137.5	3,059.0	1,529.5		
50	1,390,000	1,355,000	～	140,807.0	70,403.5	163,325.0	81,662.5	3,197.0	1,598.5		

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.13%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険、介護保険及び子ども・子育て支援金は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

2026年4月スタート

働きながら年金を受給する皆さま
在職老齢年金制度が改正されます



年金の減額を意識せず より多くの収入を得られるようになります!

働く方の年金が減額^{※1}になる基準額^{※2}が変わります

2026年3月まで

51万円/月



2026年4月から

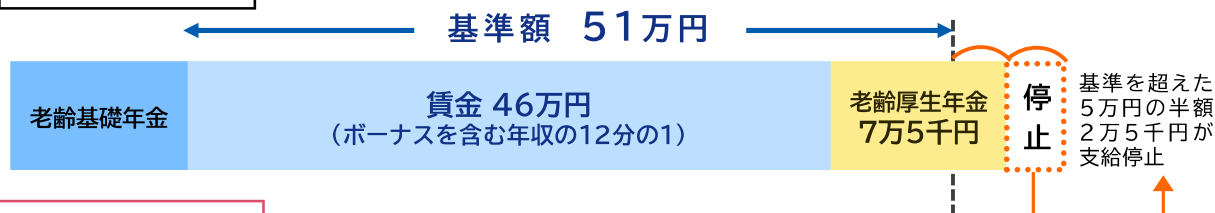
65万円/月

※1 老齢基礎年金は減額されません。

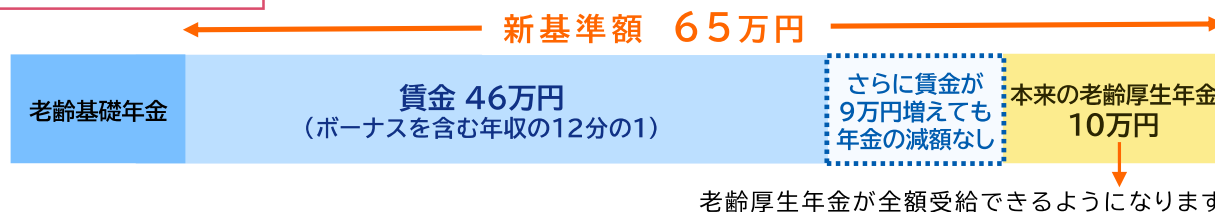
※2 基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ

2026年3月まで



2026年4月から



65万円を超えても、実際に支給される年金額と賃金の合計額はなだらかに増加する仕組みであり、手取り収入が減少することはありません。

厚生労働省
在職老齢年金制度
の見直しについて



厚生労働省
在職老齢年金制度
の見直しについて
(YouTube)



(2026年1月版)

在職老齢年金制度とは

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方に基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

- 年金のうち、調整の対象となるのは「老齢厚生年金」のみです。
- 支給停止される額の計算は、月額単位で行います。
- 基準額を超過した場合に調整(支給停止)されるのは年金です(給与には影響ありません)。



今回の見直しの趣旨は？

令和7年年金制度改正法に基づき、令和8年4月から、年金が減額になる基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が月51万円から65万円に引き上げられます。

平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

※基準額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。



在職老齢年金制度が改正されます

日本年金機構のウェブサイトやパンフレットでは、在職老齢年金制度の説明や詳しい年金の計算方法をご説明しています。



年金額試算をしたい(ねんきんネット)

ねんきんネットでは今後の働き方や、老齢年金を受け取る年齢など、詳細な試算条件を設定して試算できます。

※現時点では51万円の基準額で試算が可能であり、65万円の基準額で試算が可能となるのは、令和8年4月以降となります。



年金のご相談(電話・窓口)

電話(コールセンター)または、全国の年金事務所や街角の年金相談センターの窓口等で受け付けています。



給与所得の源泉徴収税額表（令和８年分）

(一) 月額表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（令和７年４月30日財務省告示第122号改正））（～194,999円）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 105,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社 会保険料等 控除後の給 与等の金額 の3.063%に 相当する金 額
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	280	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	380	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	480	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	580	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	680	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	790	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	890	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	990	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	1,090	0	0	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000	1,190	0	0	0	0	0	0	0	4,700
127,000	129,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	5,000
129,000	131,000	1,400	0	0	0	0	0	0	0	5,300
131,000	133,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0	5,500
133,000	135,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	5,800
135,000	137,000	1,710	0	0	0	0	0	0	0	6,100
137,000	139,000	1,810	190	0	0	0	0	0	0	6,400
139,000	141,000	1,910	300	0	0	0	0	0	0	6,700
141,000	143,000	2,010	400	0	0	0	0	0	0	7,000
143,000	145,000	2,110	500	0	0	0	0	0	0	7,400
145,000	147,000	2,220	600	0	0	0	0	0	0	7,700
147,000	149,000	2,320	700	0	0	0	0	0	0	8,000
149,000	151,000	2,420	810	0	0	0	0	0	0	8,300
151,000	153,000	2,520	910	0	0	0	0	0	0	8,600
153,000	155,000	2,620	1,010	0	0	0	0	0	0	8,900
155,000	157,000	2,730	1,110	0	0	0	0	0	0	9,200
157,000	159,000	2,830	1,210	0	0	0	0	0	0	9,500
159,000	161,000	2,910	1,300	0	0	0	0	0	0	9,800
161,000	163,000	2,980	1,370	0	0	0	0	0	0	10,100
163,000	165,000	3,050	1,440	0	0	0	0	0	0	10,400
165,000	167,000	3,120	1,510	0	0	0	0	0	0	10,700
167,000	169,000	3,200	1,580	0	0	0	0	0	0	11,000
169,000	171,000	3,270	1,650	0	0	0	0	0	0	11,300
171,000	173,000	3,340	1,730	100	0	0	0	0	0	11,500
173,000	175,000	3,410	1,800	170	0	0	0	0	0	11,800
175,000	177,000	3,480	1,870	250	0	0	0	0	0	12,100
177,000	179,000	3,550	1,940	320	0	0	0	0	0	12,500
179,000	181,000	3,620	2,010	390	0	0	0	0	0	12,800
181,000	183,000	3,700	2,080	460	0	0	0	0	0	13,300
183,000	185,000	3,770	2,150	530	0	0	0	0	0	14,000
185,000	187,000	3,840	2,230	600	0	0	0	0	0	14,700
187,000	189,000	3,910	2,300	670	0	0	0	0	0	15,400
189,000	191,000	3,980	2,370	750	0	0	0	0	0	16,100
191,000	193,000	4,050	2,440	820	0	0	0	0	0	16,800
193,000	195,000	4,120	2,510	890	0	0	0	0	0	17,600

(二)

(195,000円～331,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
195,000	197,000	4,200	2,580	960	0	0	0	0	0	18,300
197,000	199,000	4,270	2,650	1,030	0	0	0	0	0	19,000
199,000	201,000	4,340	2,730	1,100	0	0	0	0	0	19,700
201,000	203,000	4,410	2,800	1,170	0	0	0	0	0	20,400
203,000	205,000	4,480	2,870	1,250	0	0	0	0	0	21,000
205,000	207,000	4,550	2,940	1,320	0	0	0	0	0	21,700
207,000	209,000	4,630	3,010	1,390	0	0	0	0	0	22,500
209,000	211,000	4,700	3,080	1,460	0	0	0	0	0	23,000
211,000	213,000	4,770	3,150	1,530	0	0	0	0	0	23,600
213,000	215,000	4,840	3,230	1,600	0	0	0	0	0	24,100
215,000	217,000	4,910	3,300	1,670	0	0	0	0	0	24,700
217,000	219,000	4,980	3,370	1,750	130	0	0	0	0	25,300
219,000	221,000	5,050	3,440	1,820	200	0	0	0	0	25,800
221,000	224,000	5,150	3,520	1,910	300	0	0	0	0	26,400
224,000	227,000	5,250	3,630	2,020	400	0	0	0	0	27,500
227,000	230,000	5,360	3,740	2,120	510	0	0	0	0	28,500
230,000	233,000	5,460	3,850	2,240	610	0	0	0	0	29,500
233,000	236,000	5,570	3,950	2,340	720	0	0	0	0	30,500
236,000	239,000	5,680	4,060	2,450	830	0	0	0	0	31,500
239,000	242,000	5,790	4,170	2,550	940	0	0	0	0	32,600
242,000	245,000	5,890	4,280	2,660	1,040	0	0	0	0	33,600
245,000	248,000	6,000	4,380	2,770	1,150	0	0	0	0	34,600
248,000	251,000	6,110	4,490	2,880	1,260	0	0	0	0	35,500
251,000	254,000	6,220	4,590	2,980	1,370	0	0	0	0	36,600
254,000	257,000	6,320	4,710	3,090	1,470	0	0	0	0	37,600
257,000	260,000	6,430	4,810	3,200	1,580	0	0	0	0	38,600
260,000	263,000	6,530	4,920	3,310	1,680	0	0	0	0	39,600
263,000	266,000	6,650	5,020	3,410	1,800	170	0	0	0	40,600
266,000	269,000	6,750	5,140	3,520	1,900	290	0	0	0	41,700
269,000	272,000	6,860	5,240	3,620	2,010	390	0	0	0	42,700
272,000	275,000	6,960	5,350	3,740	2,110	500	0	0	0	43,700
275,000	278,000	7,080	5,450	3,840	2,230	600	0	0	0	44,700
278,000	281,000	7,180	5,560	3,950	2,330	710	0	0	0	45,600
281,000	284,000	7,290	5,670	4,050	2,440	820	0	0	0	46,700
284,000	287,000	7,390	5,780	4,170	2,540	930	0	0	0	47,800
287,000	290,000	7,500	5,880	4,270	2,650	1,030	0	0	0	48,900
290,000	293,000	7,610	5,990	4,380	2,760	1,140	0	0	0	50,000
293,000	296,000	7,720	6,100	4,480	2,870	1,250	0	0	0	51,300
296,000	299,000	7,820	6,210	4,590	2,970	1,360	0	0	0	52,400
299,000	302,000	7,930	6,320	4,700	3,080	1,470	0	0	0	53,600
302,000	305,000	8,060	6,440	4,820	3,210	1,590	0	0	0	54,500
305,000	308,000	8,180	6,570	4,940	3,330	1,720	0	0	0	55,200
308,000	311,000	8,300	6,690	5,060	3,450	1,840	210	0	0	56,100
311,000	314,000	8,550	6,810	5,190	3,570	1,960	340	0	0	56,900
314,000	317,000	8,790	6,930	5,310	3,700	2,080	460	0	0	57,700
317,000	320,000	9,040	7,060	5,430	3,820	2,210	580	0	0	58,500
320,000	323,000	9,280	7,180	5,550	3,940	2,330	700	0	0	59,500
323,000	326,000	9,530	7,300	5,680	4,060	2,450	830	0	0	60,500
326,000	329,000	9,770	7,420	5,800	4,190	2,570	950	0	0	61,600
329,000	332,000	10,020	7,550	5,920	4,310	2,700	1,070	0	0	62,600

(三)

(332,000円～481,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
332,000	335,000	10,260	7,670	6,040	4,430	2,820	1,190	0	0	63,700
335,000	338,000	10,510	7,790	6,170	4,550	2,940	1,320	0	0	64,700
338,000	341,000	10,750	7,910	6,290	4,680	3,060	1,440	0	0	65,800
341,000	344,000	11,000	8,040	6,410	4,800	3,190	1,560	0	0	66,800
344,000	347,000	11,240	8,160	6,530	4,920	3,310	1,680	0	0	67,800
347,000	350,000	11,490	8,280	6,660	5,040	3,430	1,810	190	0	68,800
350,000	353,000	11,730	8,500	6,780	5,170	3,550	1,930	320	0	69,800
353,000	356,000	11,980	8,750	6,900	5,290	3,680	2,050	440	0	70,900
356,000	359,000	12,220	9,000	7,020	5,410	3,800	2,170	560	0	71,900
359,000	362,000	12,470	9,240	7,150	5,530	3,920	2,300	680	0	72,900
362,000	365,000	12,710	9,490	7,270	5,660	4,040	2,420	810	0	73,900
365,000	368,000	12,960	9,730	7,390	5,780	4,170	2,540	930	0	74,900
368,000	371,000	13,200	9,980	7,510	5,900	4,290	2,660	1,050	0	76,000
371,000	374,000	13,450	10,220	7,640	6,020	4,410	2,790	1,170	0	76,900
374,000	377,000	13,690	10,470	7,760	6,150	4,530	2,910	1,300	0	77,800
377,000	380,000	13,940	10,710	7,880	6,270	4,660	3,030	1,420	0	78,700
380,000	383,000	14,180	10,960	8,000	6,390	4,780	3,150	1,540	0	79,600
383,000	386,000	14,430	11,200	8,130	6,510	4,900	3,280	1,660	0	80,600
386,000	389,000	14,670	11,450	8,250	6,640	5,020	3,400	1,790	170	82,000
389,000	392,000	14,920	11,690	8,450	6,760	5,150	3,520	1,910	300	83,600
392,000	395,000	15,160	11,940	8,700	6,880	5,270	3,640	2,030	420	85,400
395,000	398,000	15,410	12,180	8,940	7,000	5,390	3,770	2,150	540	87,100
398,000	401,000	15,650	12,430	9,190	7,130	5,510	3,890	2,280	660	88,700
401,000	404,000	15,900	12,670	9,430	7,250	5,640	4,010	2,400	790	90,500
404,000	407,000	16,140	12,920	9,680	7,370	5,760	4,140	2,520	910	92,200
407,000	410,000	16,390	13,160	9,920	7,490	5,880	4,260	2,640	1,030	93,800
410,000	413,000	16,630	13,410	10,170	7,620	6,000	4,380	2,770	1,150	95,600
413,000	416,000	16,880	13,650	10,410	7,740	6,130	4,500	2,890	1,280	97,300
416,000	419,000	17,120	13,900	10,660	7,860	6,250	4,630	3,010	1,400	98,900
419,000	422,000	17,370	14,140	10,900	7,980	6,370	4,750	3,130	1,520	100,700
422,000	425,000	17,610	14,390	11,150	8,110	6,490	4,870	3,260	1,640	102,400
425,000	428,000	17,860	14,630	11,390	8,230	6,620	4,990	3,380	1,770	104,000
428,000	431,000	18,100	14,880	11,640	8,400	6,740	5,120	3,500	1,890	105,800
431,000	434,000	18,350	15,120	11,880	8,650	6,860	5,240	3,620	2,010	107,500
434,000	437,000	18,590	15,370	12,130	8,890	6,980	5,360	3,750	2,130	109,100
437,000	440,000	18,840	15,610	12,370	9,140	7,110	5,480	3,870	2,260	110,900
440,000	443,000	19,080	15,860	12,620	9,380	7,230	5,610	3,990	2,380	112,600
443,000	446,000	19,330	16,100	12,860	9,630	7,350	5,730	4,110	2,500	114,200
446,000	449,000	19,570	16,350	13,110	9,870	7,470	5,850	4,240	2,620	116,000
449,000	452,000	19,860	16,590	13,350	10,120	7,600	5,970	4,360	2,750	117,600
452,000	455,000	20,350	16,840	13,600	10,360	7,720	6,100	4,480	2,870	119,400
455,000	458,000	20,840	17,080	13,840	10,610	7,840	6,220	4,600	2,990	121,100
458,000	461,000	21,330	17,330	14,090	10,850	7,960	6,340	4,730	3,110	122,700
461,000	464,000	21,820	17,570	14,330	11,100	8,090	6,460	4,850	3,240	124,500
464,000	467,000	22,310	17,820	14,580	11,340	8,210	6,590	4,970	3,360	126,200
467,000	470,000	22,800	18,060	14,820	11,590	8,360	6,710	5,090	3,480	127,800
470,000	473,000	23,290	18,310	15,070	11,830	8,610	6,830	5,220	3,600	129,600
473,000	476,000	23,780	18,550	15,320	12,080	8,850	6,950	5,340	3,730	131,200
476,000	479,000	24,270	18,800	15,560	12,320	9,100	7,080	5,460	3,850	132,800
479,000	482,000	24,760	19,040	15,810	12,570	9,340	7,200	5,580	3,970	134,500

(四)

(482,000円～631,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
482,000	485,000	25,250	19,290	16,050	12,810	9,590	7,320	5,710	4,090	136,100
485,000	488,000	25,740	19,530	16,300	13,060	9,830	7,440	5,830	4,220	137,600
488,000	491,000	26,230	19,780	16,540	13,300	10,080	7,570	5,950	4,340	139,300
491,000	494,000	26,720	20,260	16,790	13,550	10,320	7,690	6,070	4,460	140,900
494,000	497,000	27,210	20,750	17,030	13,790	10,570	7,810	6,200	4,580	142,500
497,000	500,000	27,700	21,240	17,280	14,040	10,810	7,930	6,320	4,710	144,100
500,000	503,000	28,190	21,730	17,520	14,280	11,060	8,060	6,440	4,830	145,700
503,000	506,000	28,680	22,220	17,770	14,530	11,300	8,180	6,570	4,950	147,300
506,000	509,000	29,170	22,710	18,010	14,770	11,550	8,310	6,690	5,070	149,000
509,000	512,000	29,660	23,200	18,260	15,020	11,790	8,560	6,810	5,200	150,500
512,000	515,000	30,150	23,690	18,500	15,260	12,040	8,800	6,930	5,320	152,100
515,000	518,000	30,640	24,180	18,750	15,510	12,280	9,050	7,060	5,440	153,800
518,000	521,000	31,130	24,670	18,990	15,750	12,530	9,290	7,180	5,560	155,400
521,000	524,000	31,620	25,160	19,240	16,000	12,770	9,540	7,300	5,690	156,900
524,000	527,000	32,110	25,650	19,480	16,240	13,020	9,780	7,420	5,810	158,600
527,000	530,000	32,600	26,140	19,730	16,490	13,260	10,030	7,550	5,930	160,200
530,000	533,000	33,090	26,630	20,160	16,730	13,510	10,270	7,670	6,050	161,600
533,000	536,000	33,580	27,120	20,650	16,980	13,750	10,520	7,790	6,180	163,200
536,000	539,000	34,070	27,610	21,140	17,220	14,000	10,760	7,910	6,300	164,600
539,000	542,000	34,560	28,100	21,630	17,470	14,240	11,010	8,040	6,420	166,000
542,000	545,000	35,050	28,590	22,130	17,710	14,490	11,250	8,160	6,540	167,500
545,000	548,000	35,540	29,080	22,620	17,960	14,730	11,500	8,280	6,670	169,000
548,000	551,000	36,030	29,570	23,110	18,200	14,980	11,740	8,500	6,790	170,500
551,000	554,000	36,570	30,110	23,650	18,480	15,240	12,020	8,780	6,920	171,900
554,000	557,000	37,120	30,660	24,200	18,760	15,520	12,290	9,060	7,060	173,400
557,000	560,000	37,670	31,210	24,750	19,030	15,790	12,570	9,330	7,200	174,900
560,000	563,000	38,230	31,760	25,300	19,310	16,070	12,840	9,610	7,330	176,300
563,000	566,000	38,780	32,310	25,850	19,580	16,350	13,120	9,880	7,470	177,900
566,000	569,000	39,330	32,870	26,400	19,930	16,620	13,400	10,160	7,610	179,300
569,000	572,000	39,880	33,420	26,950	20,480	16,900	13,670	10,430	7,750	180,700
572,000	575,000	40,430	33,970	27,510	21,030	17,170	13,950	10,710	7,880	182,200
575,000	578,000	40,980	34,520	28,060	21,580	17,450	14,220	10,990	8,030	183,700
578,000	581,000	41,530	35,070	28,610	22,140	17,720	14,500	11,260	8,160	185,200
581,000	584,000	42,090	35,620	29,160	22,690	18,000	14,770	11,540	8,300	186,600
584,000	587,000	42,640	36,170	29,710	23,240	18,280	15,050	11,810	8,580	188,100
587,000	590,000	43,190	36,730	30,260	23,790	18,550	15,330	12,090	8,850	189,600
590,000	593,000	43,740	37,280	30,810	24,340	18,830	15,600	12,360	9,130	191,000
593,000	596,000	44,290	37,830	31,370	24,890	19,100	15,880	12,640	9,400	192,600
596,000	599,000	44,840	38,380	31,920	25,440	19,380	16,150	12,920	9,680	194,000
599,000	602,000	45,390	38,930	32,470	25,990	19,650	16,430	13,190	9,950	195,400
602,000	605,000	45,950	39,480	33,020	26,550	20,080	16,700	13,470	10,230	197,000
605,000	608,000	46,500	40,030	33,570	27,100	20,630	16,980	13,740	10,510	198,400
608,000	611,000	47,050	40,580	34,120	27,650	21,190	17,250	14,020	10,780	199,900
611,000	614,000	47,600	41,140	34,670	28,200	21,740	17,530	14,290	11,060	201,300
614,000	617,000	48,150	41,690	35,220	28,750	22,290	17,810	14,570	11,330	202,800
617,000	620,000	48,700	42,240	35,780	29,300	22,840	18,080	14,850	11,610	204,300
620,000	623,000	49,250	42,790	36,330	29,850	23,390	18,360	15,120	11,880	205,700
623,000	626,000	49,800	43,340	36,880	30,410	23,940	18,630	15,400	12,160	207,300
626,000	629,000	50,360	43,890	37,430	30,960	24,490	18,910	15,670	12,440	208,700
629,000	632,000	50,910	44,440	37,980	31,510	25,050	19,180	15,950	12,710	210,100

(五)

(632,000円～789,999円)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
632,000	635,000	51,460	45,000	38,530	32,060	25,600	19,460	16,220	12,990	211,700
635,000	638,000	52,010	45,550	39,080	32,610	26,150	19,740	16,500	13,260	213,100
638,000	641,000	52,560	46,100	39,640	33,160	26,700	20,240	16,780	13,540	214,600
641,000	644,000	53,110	46,650	40,190	33,710	27,250	20,790	17,050	13,810	215,900
644,000	647,000	53,660	47,200	40,740	34,260	27,800	21,340	17,330	14,090	217,000
647,000	650,000	54,220	47,750	41,290	34,820	28,350	21,890	17,600	14,370	218,000
650,000	653,000	54,770	48,300	41,840	35,370	28,900	22,440	17,880	14,640	219,000
653,000	656,000	55,320	48,850	42,390	35,920	29,460	22,990	18,150	14,920	220,000
656,000	659,000	55,870	49,410	42,940	36,470	30,010	23,540	18,430	15,190	221,000
659,000	662,000	56,420	49,960	43,490	37,020	30,560	24,100	18,700	15,470	222,100
662,000	665,000	56,970	50,510	44,050	37,570	31,110	24,650	18,980	15,740	223,100
665,000	668,000	57,520	51,060	44,600	38,120	31,660	25,200	19,260	16,020	224,100
668,000	671,000	58,070	51,610	45,150	38,680	32,210	25,750	19,530	16,300	225,000
671,000	674,000	58,630	52,160	45,700	39,230	32,760	26,300	19,830	16,570	226,000
674,000	677,000	59,180	52,710	46,250	39,780	33,320	26,850	20,380	16,850	227,100
677,000	680,000	59,730	53,270	46,800	40,330	33,870	27,400	20,930	17,120	228,100
680,000	683,000	60,280	53,820	47,350	40,880	34,420	27,950	21,480	17,400	229,100
683,000	686,000	60,830	54,370	47,910	41,430	34,970	28,510	22,030	17,670	230,100
686,000	689,000	61,380	54,920	48,460	41,980	35,520	29,060	22,580	17,950	231,500
689,000	692,000	61,930	55,470	49,010	42,530	36,070	29,610	23,140	18,220	233,000
692,000	695,000	62,490	56,020	49,560	43,090	36,620	30,160	23,690	18,500	234,500
695,000	698,000	63,040	56,570	50,110	43,640	37,170	30,710	24,240	18,780	236,100
698,000	701,000	63,590	57,120	50,660	44,190	37,730	31,260	24,790	19,050	237,600
701,000	704,000	64,140	57,680	51,210	44,740	38,280	31,810	25,340	19,330	239,100
704,000	707,000	64,690	58,230	51,760	45,290	38,830	32,370	25,890	19,600	240,800
707,000	710,000	65,250	58,780	52,320	45,850	39,380	32,920	26,450	19,980	242,300
710,000	713,000	65,860	59,390	52,930	46,470	39,990	33,530	27,070	20,590	243,800
713,000	716,000	66,480	60,000	53,540	47,080	40,610	34,140	27,680	21,210	245,300
716,000	719,000	67,090	60,620	54,150	47,690	41,220	34,750	28,290	21,820	246,900
719,000	722,000	67,700	61,230	54,770	48,300	41,830	35,370	28,900	22,430	248,400
722,000	725,000	68,320	61,840	55,380	48,920	42,440	35,980	29,520	23,040	250,000
725,000	728,000	68,930	62,450	55,990	49,530	43,060	36,590	30,130	23,660	251,600
728,000	731,000	69,540	63,070	56,600	50,140	43,670	37,210	30,740	24,270	253,100
731,000	734,000	70,150	63,680	57,220	50,750	44,280	37,820	31,350	24,880	254,600
734,000	737,000	70,770	64,290	57,830	51,370	44,890	38,430	31,970	25,490	256,200
737,000	740,000	71,380	64,900	58,440	51,980	45,510	39,040	32,580	26,110	257,700
740,000円		71,680	65,210	58,750	52,290	45,810	39,350	32,890	26,410	259,200
740,000円を超え 790,000円に満た ない金額		740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 740,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額								259,200 円 に、 その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の うち740,000円を 超える 金額の 40.84 % に 相 当 する金額を加算 した金額

(六)

(790,000円～3,499,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
790,000円		円 81,890	円 75,420	円 68,960	円 62,500	円 56,020	円 49,560	円 43,100	円 36,620	259,200 円 に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額
790,000円を超え960,000円に満たない金額		790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額								
960,000円		円 121,820	円 115,340	円 108,880	円 102,420	円 95,940	円 89,480	円 83,020	円 76,540	
960,000円を超え1,710,000円に満たない金額		960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額								円 655,400
1,710,000円		円 374,520	円 368,040	円 361,580	円 355,120	円 348,640	円 342,180	円 335,720	円 329,240	
1,710,000円を超え2,130,000円に満たない金額		1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								
2,130,000円		円 549,440	円 542,970	円 536,500	円 530,040	円 523,570	円 517,110	円 510,640	円 504,170	655,400 円 に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額
2,130,000円を超え2,170,000円に満たない金額		2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								
2,170,000円		円 571,220	円 564,750	円 558,280	円 551,820	円 545,350	円 538,880	円 532,420	円 525,950	
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額		2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								円 547,730
2,210,000円		円 593,000	円 586,520	円 580,060	円 573,600	円 567,120	円 560,660	円 554,200	円 547,730	
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額		2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円		円 614,770	円 608,300	円 601,840	円 595,380	円 588,900	円 582,440	円 575,980	円 569,500	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額		2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								

(七)

(3,500,000円～)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
3,500,000円		円 1,125,270	円 1,118,800	円 1,112,340	円 1,105,880	円 1,099,400	円 1,092,940	円 1,086,480	円 1,080,000	655,400 円 に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,710,000円を超える金額の45.945 % に相当する金額を加算した金額
3,500,000円を超える金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45.945 % に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額										
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に並び、扶養親族等1人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額										

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項に規定する社会保険料及び同法第75条第2項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人
 - まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が非居住者である親族(以下この表において「国外居住親族」といいます。)である場合には、親族に該当する旨を証する書類(その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類。2において同じです。)がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
 - 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
 - (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。以下この表において同じです。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居特別障害者(障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された障害者又は同居特別障害者に限ります。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
- 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。)
 その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じた「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わるところに記載されている金額(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類がその申告書に添付され、又はその申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。)の数に並び、扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額)を求めます。これが求める税額です。

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和7年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和7年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	14,130	14,510	7,065	7,255(+190)
30～44歳	15,690	16,110	7,845	8,055(+210)
45～59歳	17,270	17,740	8,635	8,870(+235)
60～64歳	16,490	16,940	7,420	7,623(+203)

【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(14,510円)が適用されますので、令和7年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、7,255円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,869	3,014	2,295	2,411(+116)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,411円になります。



厚生労働省
都道府県労働局・ハローワーク

LL070722 保01

○基本手当日額の計算方法

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
◆離職時の年齢が 29 歳以下 （※ 1）		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 13,140 円以下	80%～50%	4,272 円～6,570 円（※ 2）
13,140 円超 14,510 円以下	50%	6,570 円～7,255 円
14,510 円(上限額)超	—	7,255 円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 13,140 円以下	80%～50%	4,272 円～6,570 円（※ 2）
13,140 円超 16,110 円以下	50%	6,570 円～8,055 円
16,110 円(上限額)超	—	8,055 円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 13,140 円以下	80%～50%	4,272 円～6,570 円（※ 2）
13,140 円超 17,740 円以下	50%	6,570 円～8,870 円
17,740 円(上限額)超	—	8,870 円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
3,014 円以上 5,340 円未満	80%	2,411 円～4,271 円
5,340 円以上 11,800 円以下	80%～45%	4,272 円～5,310 円（※ 3）
11,800 円超 16,940 円以下	45%	5,310 円～7,623 円
16,940 円(上限額)超	—	7,623 円(上限額)

※ 1 離職時の年齢が 65 歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※ 2 $y = 0.8w - 0.3 \{(w - 5,340) / 7,800\} w$

※ 3 $y = 0.8w - 0.35 \{(w - 5,340) / 6,460\} w$, $y = 0.05w + 4,720$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当）の算定における上限額については、下表の通りになります。

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59 歳以下	6,395	6,570（+175）
60～64 歳	5,170	5,310（+140）

教育訓練給付金のご案内

教育訓練給付金とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約17,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。



オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

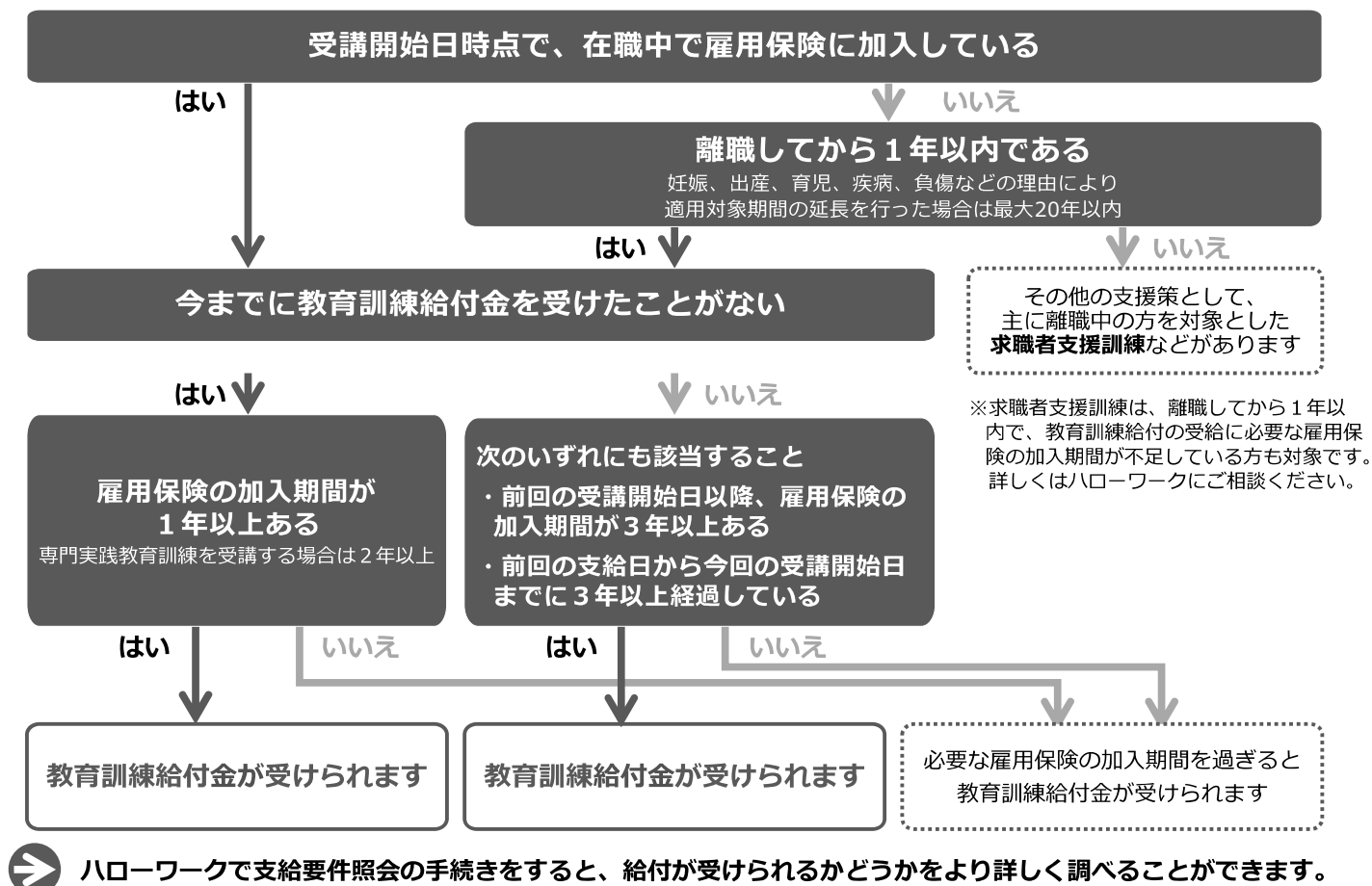
検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 80% [年間上限64万円] を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 - 介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 - 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） - ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 - 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（法科大学院、教職大学院、MBA など） - 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 - 職業実践専門課程（文部科学大臣認定） - キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 最大で受講費用の 50% [上限25万円] を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 受講費用の40% (上限20万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 - 介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 - ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 - 短時間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） - 短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 - 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 - 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

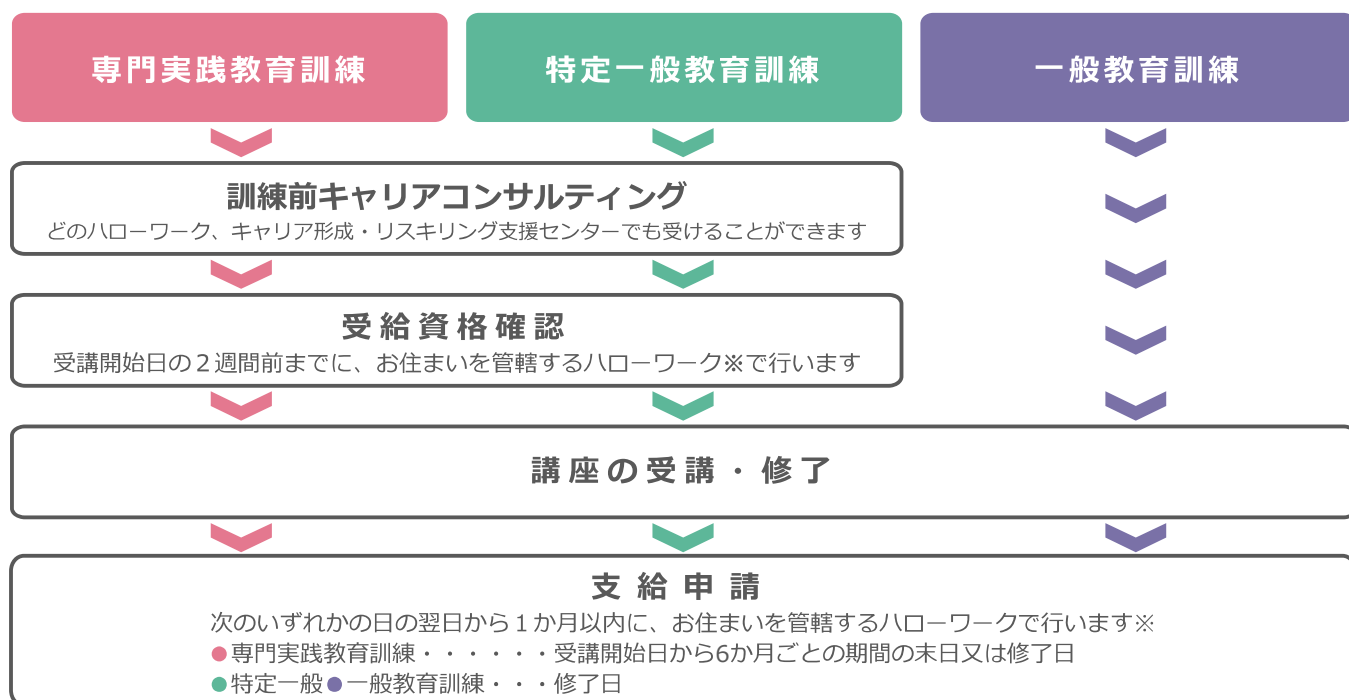
給付条件

教育訓練給付金を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



給付手続き



※「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細な内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕
を受講者に支給（※1）



特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕
を受講者に支給（※2）



一般教育訓練給付金

受講費用の20%〔上限10万円〕
を受講者に支給

※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給

※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・
第二種免許
中型自動車第一種・
第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・
玉掛・小型移動式クレーン・
高所作業車運転・
床上操作式クレーン・
不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル
習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得
を目指す講座
（シスコ技術者認定資格等）
ITSSレベル2の資格取得を目
指す講座
（基本情報技術者試験等）
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター
能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技
能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・ 保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務
者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者
（R）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の 講座関係

職業実践専門課程
（商業実務、文化、工業、衛生、
動物、情報、デザイン、自動車整備、
土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・
家政、医療、経理・簿記、電気・電
子、ビジネス、社会福祉、農業な
ど）

職業実践力育成プログラム
（保健、社会科学、工学・工業な
ど）

キャリア形成促進プログラ
ム（医療、文化教養、商業実務
関係）

専門職学位
（ビジネス・MOT、教職大学院、法
科大学院など）

短時間の職業実践力育成
プログラム（人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進
プログラム（文化教養関係）

修士・博士
履修証明
科目等履修生



公務の現場においても悪質な行為には毅然と対応しましょう
 公務現場の特質を踏まえつつ
 住民福祉と公務従事者の心身の健康が並び立つ対応が重要です

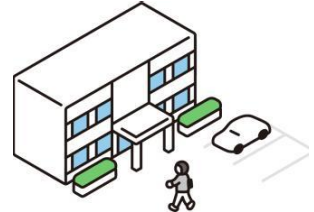


公務現場の特質

- 公務現場では、行政サービスに従事する職員（＝就業者）が、住民、議員、保護者など幅広い「顧客等」と関わります。受託事業者などとの関係では、職員は「顧客等」になる場合もあります。
- 公務現場でも、就業者と顧客等が相互に尊重しあい、悪質な行為には毅然と対応することが防止対策の基本です。

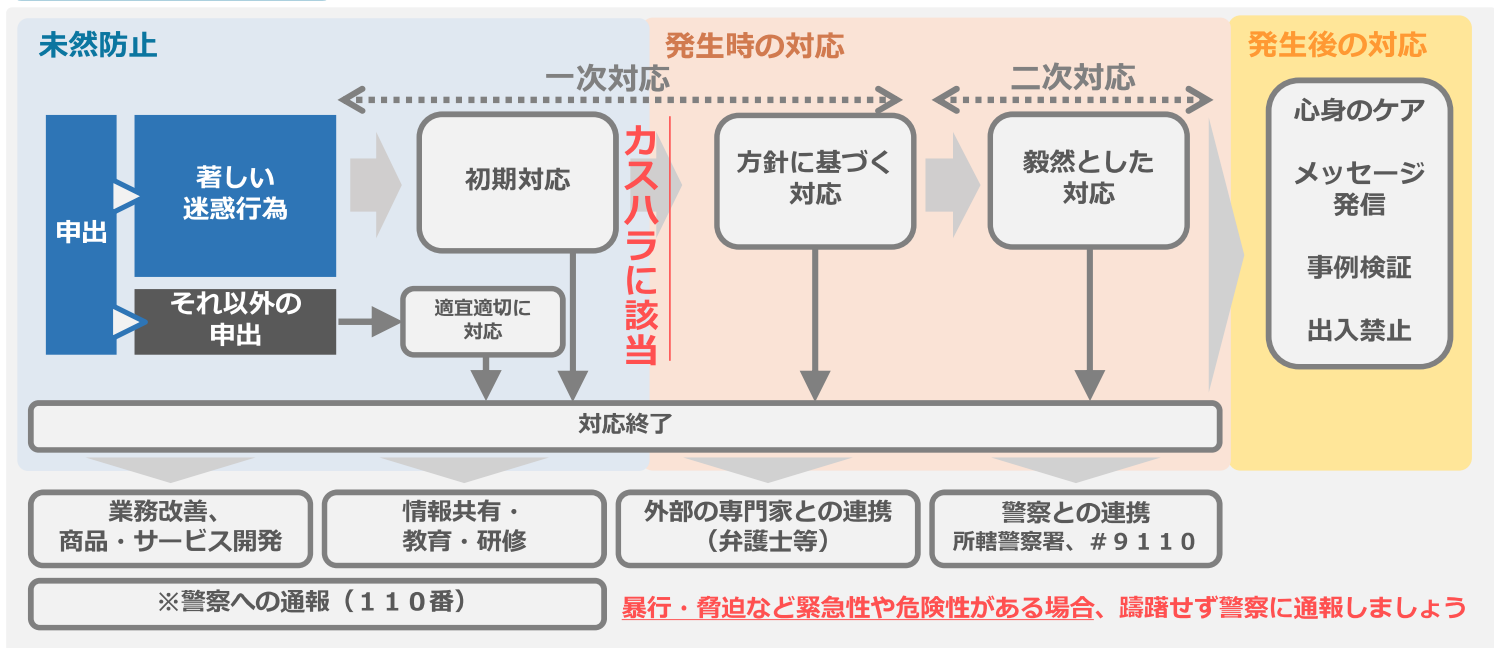
カスタマーハラスメントの判断

- カスハラ判断について、慎重な対応が必要な現場もあります。住民側の正当な権利行使を侵害するような恣意的な運用にならないよう、留意が必要です。
- 顧客側にいかなる状況や背景があっても、暴力や暴言に耐える必要はないことは明確にしましょう。



参考

対応フローの例



110番通報

○110番通報で伝えること

- 何があったか
- 通報の何分前のことか
- 場所（住所や目標となる店舗や建物、階数等）
- 被害や目撃の状況、けがの有無
- 犯人について（性別、人数、年齢、服装や逃走方向等）

○正しい場所を伝える

- 警察官がすばやく現場に到着するために、110番通報では正しい場所を伝える。
- 通報（発生）場所がわからないときは、交差点の名前や近くの建物の名前を伝える。

○110番につながらない時は

- 災害、停電、携帯電話回線のトラブルなどの影響により、通信障害が発生し、110番通報できなくなった場合は、慌てることなく、周囲に助けを求めて、他のキャリアの携帯電話、固定電話、公衆電話を利用して通報する。
- あらかじめ、自宅や勤務先等の周辺の警察署や交番の所在地を確認しておき、有事の際は、直接訴え出る。
- パトロール中の警察官やパトカーに直接訴え出る。

○110番映像通報システム

- 音声だけでは把握が難しい事件・事故等の現場の状況を、通報者のスマートフォン又はタブレット端末で撮影し、写真や映像とともに警察へ通報することができるシステム。

○警察に対する相談があるときは？

- お困りごとや不安に思うことなど、警察に相談したいことがあるときには、警察相談ダイヤル#9110をご利用ください。

取組状況の確認は、チェックシート（P73～77）も活用しましょう。

詳しい内容は、「各団体共通マニュアル（本文）」をご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharamanual/index.html>

